第３編　合併処理浄化槽設置整備事業

第１章　合併処理浄化槽設置整備事業の概要

本市においては、生活雑排水によって生じる公共用水域の水質汚濁及びこれに伴う生活環境の悪化を防止することを目的として合併処理浄化槽設置者に対して補助金の交付を行っています。

１．事業の変遷

昭和６３年４月	合併処理浄化槽設置者への補助の開始（下水道認可区域外）
平成　５年４月	下水道認可区域内の市単独補助も開始
平成　８年２月	国の生活排水対策重点地域に指定を受ける
平成　９年８月	下水道認可区域内の補助を区域外の半額（市単独）とし、整備予定２年以内を補助対象外
平成１０年８月	市街化調整区域の既存建築物に特別加算措置開始
平成１３年４月	特別加算措置を普及促進加算と改め、対象区域を下水道認可区域外に拡大
平成２４年４月	下水道法一部改正により公共下水道認可区域を公共下水道事業計画区域に変更
平成２５年４月	市単独補助を廃止し、転換補助の対象区域に下水道事業計画区域内で７年以上の区域も追加
令和　３年４月	国の交付金基準額の改定に伴い、補助額を改定。併せて、転換補助に関して、申請者及び同居者全員が 65 歳以上であり、市民税が非課税である場合に加算措置
令和　５年４月	国の交付金基準額の改定に伴い、補助額を改定。

２．合併処理浄化槽設置補助金額（令和７年度）

補助対象区域		下水道事業計画区域外　及び 下水道事業計画区域内で７年以上の区域 （数字は公共下水道施工予定年度までの期間）	
建築物 対象	１０人槽以下	専用住宅・地区集会所・併用住宅（※１）	
	１１～５０人槽	専用住宅・併用住宅	
補助の種類		新築補助金 （新築・改築・増築）	転換補助金 （汲み取り式便所又は 単独処理浄化槽からの転換）
浄化槽の大きさ	５人槽	１８０，０００円	５４０，０００円 （５９４，０００円　※２）
	６～７人槽	２３１，０００円	６４２，０００円 （７０６，０００円　※２）
	８～５０人槽	２９２，０００円	７６５，０００円 （８４１，０００円　※２）

※１　併用住宅：延床面積の 1/2 以上を自己の居住の用に供し、非居住用床面積が 50 ㎡以下の建築物

※２　申請者及び同居している者全員が 65 歳以上であり、市民税が非課税である場合は補助限度額が増額

３．近年の補助基数・補助事業費

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新築補助基数	１０２	９３	１００
転換補助基数	２５	１９	１２
市単独補助基数	１１	9	7
合計（基）	１３８	１２１	１１９
補助事業費（千円）	36,796	30,995	28,052

第２章　保健所政令市移行に伴う業務

平成２０年４月１日、四日市市が保健所政令市に移行したことに伴い、浄化槽に関する次の業務を三重県より権限委譲され、生活排水課で行っています。

１．浄化槽保守点検業者登録業務

平成２０年３月末現在、三重県で登録されていた保守点検業者を３年の有効期限をそのままに四日市市においてみなし登録業者としました。その後、四日市市において、浄化槽の保守点検業者の登録申請・更新事務を行っています。

年度	新規登録	登録更新	登録抹消	年度末現在の登録業者
令和５年度	１	１９	１	８０
令和６年度	１	４０	３	７８
令和７年度	１	１６	１	７８

２．合併処理浄化槽水質浄化促進業務

平成２５年度から、適正な維持管理をしている合併処理浄化槽に対して維持管理費の補助を行っています。

平成３０年度からの下水道使用料改定に伴って補助金額を改定しました。

令和３年度より、下水道事業計画区域の見直し等に伴って、補助金額を改定しました。

令和６年度より、浄化槽維持管理費の精査を行い、補助金額を改定しました。

Ｒ５年度（補助額：5～6 人槽…12,000 円、7～9 人槽…14,000 円、10～50 人槽…17,000 円）

Ｒ６年度より（補助額：5～6 人槽…16,000 円、7～9 人槽…18,000 円、10～50 人槽…22,000 円）

年　度	補助件数	補助金額
令和５年度	４，９７６件	６６，３４６千円
令和６年度	５，００６件	８７，２０６千円
令和７年度	５，０６８件	８８，２１４千円